

平成 24 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 2. 所管事務調査 | 2 4 |

平成 24 年 6 月 18 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

平成24年6月18日 月曜日

午前10時11分開議

午後 2時14分開議（実時間154分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第71号・市道路線の認定について
1. 議案第75号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
1. 議案第76号・八代市都市公園条例の一部改正について
1. 議案第77号・八代市下水道条例の一部改正について
1. 平成23年請願第3号・建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりについて
1. 平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）
（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	田方芳信君
副委員長	堀口晃君
委員	植原勉君
委員	大倉裕一君
委員	田中安君
委員	中村和美君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君

委員	松浦輝幸君
議長	古嶋津義君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	船藏満彦君
建設部総括審議員兼次長	原浩君
建築住宅課長	藏元哲志君
建設部建設審議員兼鏡建設事務所長	和久田幸彦君
土木管理課長	楠本研二君
建設部理事兼土木建設課長	市村誠治君
建設部理事兼街路公園課長	下川哲夫君
下水道総務課長	松本貞喜君
環境部長	福田晃君
ごみ対策課長	山口剛君
ごみ対策課副主幹兼ごみ収集係長	藤澤智博君
環境センター建設課長	小橋孝男君
総務部	
契約検査課長	桑田謙治君

○記録担当書記 寺原哲也君

（午前10時11分 開会）

○委員長（田方芳信君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第61号・平成24年度八代市一般会計

補正予算・第1号（関係分）

○委員長（田方芳信君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。皆さん、改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部でございます。

本委員会に付託されました議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算（第1号）中、当建設部所管分につきまして、原総括審議員並びに関係課長より説明させますので、よろしく願います。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 原建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、座って御説明させていただきます。

予算書の14ページをお開きください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費で、節11・需用費を846万円増額しまして、郷開団地4棟の給水施設を改修するものでございます。

去る平成24年2月3日の早朝、凍結により定水位弁及び配管が破損し、各世帯への給水ができなくなりました。応急対策を実施したところでございますが、あわせて行いました調査の結果、その他の給水施設についても劣化が進んでいることが判明したため、早急な改修が必要になったためでございます。

それでは、配付しております資料をもとに御

説明いたします。資料を皆さんお持ちでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

資料の1ページ目をごらんください。（「ちょっと待って」「ああ、あそこに」「担当箱に入れてあります、資料は」「担当箱か、だいいけんかもん」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） じゃ、しばらくちょっと小会します。

（午前10時13分 小会）

（午前10時14分 本会）

○委員長（田方芳信君） それでは、本会に戻します。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。

○委員長（田方芳信君） 原次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。それでは、御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

郷開団地の位置図を示しておりますが、郷開団地は鏡支所の西寄り、郷開工業団地に隣接したところでございます。

2ページをごらんください。

建物はA、B、C、Dの4棟がございまして、戸数は全部で60戸でございます。このうちA、C、D棟で故障が発生いたしました。

3ページです。

3ページは団地の全景を示しておりまして、矢印の部分が高架水槽でございます。

4ページをごらんください。

高架水槽の全体写真でございます。各世帯への給水は、この高架水槽から給水管を通して行っております。

5ページをごらんください。

中央部の四角の箱の中に故障しました定水位弁が入っております。ほかのバルブ類についてもさびが発生し、劣化してる状況でございます。

6ページをごらんください。

今回改修予定の給水設備の全体図をお示ししております。まず、朱色部分が故障しました定水位弁でございます。緑色部分が水道本管から高架水槽に水を供給する揚水管でございます。青色がバイパス回りの配管でございます。黄色が高架水槽の水位を感知し、定水位弁の水の流れを調節するボールタップとその配管でございます。桃色が世帯への給水管でございます。茶色が高架水槽の清掃を行う際の排水管でございます。水の流れといたしましては、緑色の揚水管から高架水槽に一たん入り、桃色の給水管から各世帯に給水されるという流れでございます。

この定水位弁ですけれども、これ高架水槽の水位を一定に保持する機械で、高架水槽内の水が減り水位が低下すると、自動的に弁が開き、水を送り込む仕組みになっております。

今回この定水位弁が故障して動かなくなり、高架水槽の水位を一定に保持することができない状態になったことから、応急対策としまして、揚水管と給水管、緑とピンクですけれども、これを直結しまして各世帯に給水できるようにしたところでございます。

しかしながら、応急対策のままでは、給水能力が落ちていることや水圧が安定しないことなど、居住者の方々に御迷惑かけることとなります。今後も安定した水量、水圧で水道水を供給するためには、高架水槽を使った本来の供給方式に戻す必要があります。このことから、資料の6ページをお示ししました風雨にさらされて劣化が著しいこの色塗り部分の配管等につきまして、今回故障しましたA、C、D棟の3棟とともに、同様の施設B棟、計4棟分の改修費用を補正予算として計上させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。今説明ありましたが、この5ページに写ってるこれ全部ってということで確認してよかったですか。思ってたでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。

○委員長（田方芳信君） 原次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。5ページは定水位弁をちょっとアップにしているもので、6ページの色塗りの部分ですね、緑とか朱色とかピンクとかございますけど、こういった部分も老朽化しておりましたので、今回あわせて補修したいというふうに考えております。

○委員（中村和美君） 委員長、はい。

○委員長（田方芳信君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） いや、僕が言ったのは、5ページのこのバルブなんかさびとるでしょう。こういうのもかえるちゅうことで了解してよかったですかってこと。（建設部総括審議員兼次長原浩君「ああ、この部分」と呼ぶ）うん。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。

○委員長（田方芳信君） 原次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。これをかえてしまうということです。（委員中村和美君「うん。で、いいわけですね」と呼ぶ）はい。（委員中村和美君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） まあ老朽化ということですが、大体何年経過してるのかっていうと、もう一つは、ことしの2月に低温による凍結の

被害ということですが、今後のこの改修についての凍害の対策、凍結対策というのはどのような対策を講じてらっしゃる。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） はい。建築住宅課長の藏元です。

当団地は、A、B棟が昭和57年、C、D棟が昭和58年に建設されまして、現在30年近く経過しております。今後の対策でございますが、低温により凍結したものでございますから、保護材を再度やり直しまして、保護を徹底することで今後事故防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 例えば、ことしの2月みたいな、また凍害があっても、次回は大丈夫ということに理解してよろしいですか。（建築住宅課長藏元哲志君「はい、そうでございます」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません。これまでこの団地の配管、それからこういったバルブ、弁、どういった点検をどういう周期でなされてこられたのでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） 現在、高架水槽のタンク本体につきましては、年1回の清掃及び水質検査の業務委託を実施しており、このときにあわせて機器のチェックをしております。また年1回程度、予算編成時に屋上防水等の状況等を職員が屋上に上がりまして確認しております。いずれにおきましても、周辺機器が保護材で包まれていることから目視による外観検査を実施したところでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。外観が包まれているため発見ができなかったというような理由

だったとも思うんですけど、そういった点検では何ら推奨、——点検をされている請負先さん、それから職員さんの目でされた点検、そういったところから設備改修の推奨、そういったものは提案がなかったということで受けてよろしいのでしょうか。逆に、そういう仕様が入っていなかったということで理解していいですかね。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） 保護材の部分、ラッピングの部分につきましては、若干のでこぼこするなり、きれいな状態ではなかったわけですが、本来の保護材の機能はあったというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。点検をされた方からの異常という部分では、異常とか取りかえたほうがいいですよとかっていう推奨はなかったんですか。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） 鏡建設事務所の……（「あつ」と呼ぶ者あり）はい。（「挙手、挙手」と呼ぶ者あり）済みません。はい。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。鏡建設事務所の和久田でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、これまでの調査ということでございますけれども、何せラッピングされておりますもんですので、本管そのものがちょっと確認しづらいという状況がございました。それと、異常があったという確認につきましてはですね、何せ今申しましたように、外見からちょっと確認しづらい状況がありましたもんですので、ここに居住されておるお宅からのですね、さびとか、そういうふうな何かですね、苦情がありましたらです

ね、これまでも対処したところかなと思いますけども、それまではそういうふうな苦情も直接的にはなかったということで、今回のですね、この件にあわせて改修をするというふうなことで判断しております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。その点検のですね、あり方について形骸化しとったっじゃなかったかなという、そういう危惧をいたすところですが、その点は考えられませんか。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） 結果論でございますが、こうやって凍結して故障を起こしたということは、やはり点検が足りなかった面も多々あるかと思っております。今後、点検等に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。質問を変えますが、この定水位弁、寿命があるということで資料にも書いてありますが、今回の定水位弁、寿命が何年で、実際何年の運用実績になるのかというところをお知らせください。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。ただいまの御質問でございますけれども、まず、定水位弁の耐用年数ということでよろしいかなと思いますけれども、業者のほうに話を聞いておるわけでございますけれども、標準で7年から10年が目安ということでございました。それと、水質とかですね、使用状況により、かなり実際の耐用年数が開きがあるかと思いますが、まあ実績で、平均の耐用年数が15年程度ということでございました。

以上でございます。（委員増田一喜君「何年使ったかちゅうの。何年たったの」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 7年から10年、まあ15年ぐらい使ってるというようなお話だと思うんですけど、どれぐらい、取りかえから何年たってるんですか。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。先ほどもちょっとお話ありましたけれども、建設がA、B棟が57年、C、D棟が58年に建設されまして、現在まで約30年近く経過しておりますけれども、設備のほうもやはり同様の期間が過ぎております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 30年使っていたということで理解していいんですか。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい、そうでございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） この部分についてもですね、やはり管理のずさんさというのはですね、否めぬとじゃないかなと思いますね。使えばいいというものでもないんじゃないかなと。部長、どうですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） 保守点検につきましてはですね、先ほど御説明しましたように、通常の設備の外観点検ですね、それと特に高架水槽等につきましては水質検査、それと清掃を大体委託してるわけですが、通常、例えば保守点検しまして、あした壊れるんだ、1カ月後壊れるんだと見きわめるのは、これはなかなか難しいことじゃなかろうかと思っております。

で、壊れた場合、多大な被害を出すというおそれのあるやつにつきましてはですね、事前に、もうそろそろかえなければいかぬかなということでするときもございますけども、通常は、何といたしますか、何らかの要因で壊れたときに補修をするというのが一般、——これはもうこの団地だけではなくて、どの施設も一緒だろうと思いますけども、そういうことで一応対応してきております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。言いわけはいいんですよね。管理してなかったんじゃないんですか。実際30年ですよ。建築から30年、その間に実際10年ぐらいの寿命のやつを、耐用年数のやつを、最長でも15年ですよ、それ以上に2倍、3倍て使ってるわけですよ。それをそのままほったというのは、行政の管理がしてなかったということじゃないんですか。怠慢じゃないんですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 先ほど言いましたように、外観上の点検は一応しておりますので。たまたま、何といたしますか、ことしの2月の低温ですね、で、凍って壊れたというのが主原因でございますけども、管理が不十分だったと言われれば、そういうことにもなるかもしれません。ただ、先ほど言いましたように、じゃ、いつ壊れるかという見定めをして、じゃ、かえますということとはなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君）ほんとにそういう考えでいいんですかね。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 御承知のように、なかなか非常に財源も厳しい折でございますので、先ほど申しましたように、もうそろそろ劣化してこれを、——例えば、この施設、設備だけじゃないんですが、多大な被害をもたらすということでございますならばですね、ある時期が来たときにはそろそろかえないかぬかなというこっで見定めが必要かと思っております、少々壊れても、余り被害といたしますか、そういうのがなければですね、使い続けるというのが、一般的ということで考えております。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。被害はなかったんですかね。こん団地の住民の方は、結局、水が飲めないっていう期間が出たんじゃないんですか。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） 団地住民の方々の生活等に御迷惑かけないように応急処置行いまして、直接自家発電もちまして給水をしておる関係で、住民の方に御迷惑はかけていない状況でございます。

被害につきましては、バルブが壊れた関係で水が流れ出たということがございまして、その分が被害といえれば被害と言えるかと思えます。金額にして、水量が864立米、金額で11万3000円程度の水道料金の支払いが発生しております。

今までの被害、こういう事例はございません。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。もう非常に残念です。そういう答弁で、危機意識がやっぱり薄いというのをですね、指摘せざるを得ないというふうに思います。今後こういうのが出ないようにしっかり耐用年数、そういった設備の管理をですね、行政のほうでやっていただいて、市

民に迷惑をかけぬごとですね、税金の無駄遣いにならぬようにしっかりと管理をやっていただきたいと要望します。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

増田委員。

○委員（増田一喜君） 事故があったとかいうふうな説明なんですけど、実際的には何ですか、2月にちゅうことは、ただバルブが動かなかったちゅうことだけなんですか。それとも凍って水が行かなくなったとか、あるいは凍ってパイプが破裂したとか、そういうことなんですか。ちょっとこのあたりの事故の状況がわからないんですけど。

○委員長（田方芳信君） 蔵元課長。

○建築住宅課長（蔵元哲志君） はい。急激な早朝の冷え込みで、流量を調整する弁、定水位弁と、それを操作する、水圧を感知する配管に凍結が生じ、破損したということでございます。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） どこが破損したんですか。管が破裂したんですか。

○委員長（田方芳信君） 蔵元課長。

○建築住宅課長（蔵元哲志君） ページ、6ページの図面で御説明いたしますと、黄色の配管でございます水位感知配管及び朱書きでしてございます定水位弁、この2カ所が凍結により破損したものでございます。（委員増田一喜君「割れたちゅうことやね」と呼ぶ）はい。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） この貯水槽のほう、タンク部のほうは何か年1回点検しておりますて言うけども、この点検に行くときに、この部分ですね、この定水位弁ですか、これは点検に行かれるときに、通り道にあるんですか、それとも逆の方向から行かれるから、これは見えない

というような場所にあるんですか。

○委員長（田方芳信君） 蔵元課長。

○建築住宅課長（蔵元哲志君） ページ、4ページの写真の高架水槽の足元でございます箱でございます。別のページで行きますと、5ページの定水位弁と記入してございます箱の中にその破損した器具が入ってる状況でございます。ですので、高架水槽に上がる場合は、このタラップを通じて上がっていきますので、その周辺にあるということで確認ができる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということはですね、高架水槽の水質検査するとか、清掃とかするときには必ずここは通っていくちゅうことですよね。この5ページの写真見ると、えらくさびてる、パイプも露出してるってこなんかも、さびてしもうとるちゅうことは、これやっぱり点検に行かれるときに随時それ見ていって、今どういう状況にあるとかいうのも、やはり報告されていなければちょっとまずいんじゃないかなという気はするんですけども。そういうのは高架水槽の点検のときは何も報告はないんですか。

○委員長（田方芳信君） 蔵元課長。

○建築住宅課長（蔵元哲志君） 全体的に老朽化が進んでいるということで、ほとんどの場所がさび等が発生してるということで、なれてしまったと申しますか、あえて報告がなかった状態でございます。私ども職員が上がって点検しているわけでございますが、恒常的にこういうさびがありますと、改めて認識がなくなったという状況があったかと思います。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 耐用年数云々ちゅうのもあるでしょうけども、先ほど部長も言われたように、耐用年数が来たからもうだめなんだと

いう話でもないと思いますよね。やっぱ使い方が上手とか、そうなれば耐用年数は延びていく場合もあるでしょうけど、しかし、耐用年数内だったとしても、これだけのさびが出てくればやはり気づけて、ああ、もう耐用年数来てないけれども、取りかえるということも考えないけぬのじゃないかなと思いますのでですね。

今後はね、こういうのを見たら、耐用年数だけを基準にせずして、やはり目視して、ああ、これはやばいというような感覚があれば、それはやっぱり一応検討して、交換するとかいう、そういうことも検討されたらいいんじゃないかなと思います。これは意見です。はい、わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。このバルブを回されたとき、これさびが出るとるばってんまうとでしょう。全然まわらないわけじゃないんでしょう。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） はい。おっしゃるとおり回ります。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。外のな、こんさびはこやん出とったって、これは中とは全然関係なか話だから。中はな、この弁はしんちゅうでつくってあつとたいな。で、そこは絶対さびはくわぬとですよ。だけん、外はこれはペンキを塗るとか何かでこれは防げと思う、さびは。だからな、さびがくうとるけん中の構造がいかれとちゅうことは全然これは関係がないよな。私は、その構造上この中を知っとるわけですよ。

そして、あとな、このパイプの図面を見てみれば、物すごく大きなようなこの配管が通つと

るけれども、これは外は2重構造に表皮ばしてあるわけでしょう、断熱材を入れてから。でしょう。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。おっしゃるとおりだと思います。ラッピングですね、保護材をしてございます。

○委員（植原 勉君） はい、わかりました。だから、あそこ、パイプの……

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 済みません。よかですか。

○委員長（田方芳信君） はい。

○委員（植原 勉君） パイプの大きさば見てみると40Aと、そやん太かパイプじゃなかったですね。

それとあと一つは、この満タンになったときとめるのは20ちゅうから、これくらいぐらいのパイプなんですよね、これは。（「インチだろ」と呼ぶ者あり）インチね、これ。インチじゃなか、20インチやったら大分太かばい。そやん太かんね。（建設部建設審議員兼鏡建設事務所長和久田幸彦君「ミリですね」と呼ぶ）ミリだろが。ミリたい、インチじゃなくて。

（「インチじゃなかつ」と呼ぶ者あり）インチじゃなかつ。（「2.4センチじゃなかつ」と呼ぶ者あり）インチならあたこやん太かつぱい、こうなつもね。だから、40ちゅうたら、こんくらいの管たい。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。単位はミリですね。（委員植原勉君「そやんでしょう」と呼ぶ）だから、20ミリ、40ミリ。

○委員（植原 勉君） だからな……

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。よかですか。

こればな、全部取りかえるちゅうことですれば、８００万ばかっかかると思うんですよね、さっきの見積もりからいったら。だから、やっぱり今の八代市の予算、財政から見てですよ、これをみんな取りかえる必要はなかくて私は思うととつですよね。だから、ここに迂回路ば水色でつくってあつですたい。だから、全部の棟について、——建物たいな、ここ、ここについて全部バルブを迂回路をつくるようなシステムが、この図面から見れば、今まででけとらぬだったと思うんですよね。いかがですか。バイパスは今度壊れたからつくったわけでしょうか。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。済みません、はい。今おっしゃってるのは、青色の部分ですよ。（委員植原勉君「そうそう」と呼ぶ）青色の部分は当初からございました。と申しますのはですね、今回、定水位弁が故障しましたけども、そういう際にですね、迂回してから流すというような仕組みになっておりますので、当初からの設置された機器でございます。

以上でございます——で、済みません、今回の事故の際もですね、それが機能したといえますか、定水位弁が故障しましたもんですので、迂回のそのバイパス管を通してですね、供給したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） じゃ、迂回路をつくってあればたい、この水が来ないで団地の人から言われたときは、このバイパスを通して出せば水は入ったわけでしょう。（「こつをですね、直結した」と呼ぶ者あり）うんうん。だけん、直結してつないだわけでしょう。だから、最初から直結してつなぐような方法ばととつけばた

い、これは耐久年数はなしにして使えるだけ使こうて、故障したとかは、今んような迂回路で直結をするような構造をすれば、この話は解決するわけでしょうが。これ入れたら８００万も何も全部、壊れとらぬとにかゆつ必要、私はなかくと思うがな。

○委員長（田方芳信君） 和久田所長。

○建設部建設審議員兼鏡建設事務所長（和久田幸彦君） はい。あくまでも、その迂回のですね、バイパスのですね、配管につきましては、今回のような想定がありますもんですので、故障したときにはそれが機能しますけども、あくまでもそれは水の調節ができませんもんですので、応急的な配管ということになるわけでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） だけん、そら緊急ときの話だろうが。だから、こっちが故障したとき迂回路をつくって、その間にこの定水位弁を取りかえて、またもとに戻せばよかわけだろうもん。

そすとあと一つはたい、これだけの防温工事ばな、してあるばってん、これに対してはここに、何か上にカバーとか、ほら、かぶせれば、まあちょっとこの、何かあの、凍って壊れるのは防げつとじゃなかつたらうかなて思うとたいな。

で、そういう努力をすればたい、まだこれに８００万もかけて全部せぬでちゃ、迂回路をつくって、その間に定水位弁を交換してもとに戻せばよかわけだろうもん。何もこれ全部取りかえせぬばちゅうこんにはならぬて思うけどな。いかがですか。

○委員長（田方芳信君） 藏元課長。

○建築住宅課長（藏元哲志君） はい。迂回の工事の理由でございますが、老朽化が進展してきている中に、水漏れも発生してる箇所もござ

いまして、そのことも含めまして配管の取りかえを考えております。

また、御指摘のように、若干のさびを取れば、——さびが即危険とか、そういうことには及ばないと思いますが、何分継ぎ手などにも深さびが発生している関係もありまして、水道管ということでもありますし、安全性の面も加味しまして、取りかえたほうがいいのではないかと考えております。

ただ、カバーがかぶっていることで、どこに腐食が発生しているのかという面も、わからない面もございまして、そのことも含めて、全部はぐってしまうことで、また再度点検した後にまたカバーをかけなければいけないということでございますので、新たにカバーをかけるということにしたわけでございます。

以上でございます。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） わかりました。そういう老朽化しとればですね、もうかえぬといかぬて提案のところに、私もそれ理解します。だから、今度これを、配管をやり直すときに、こういう故障ばしたときには、直結でこの定水位弁を通さずにバルブをあければ行くと、そういうことを、直結にする構造をですね、こん中に組み込んでくると、団地の方から水が出ないと、行って担当が弁をあけさえすれば、この定水位弁をですね、通さずにそのまますぐ使えますから、いろいろなトイレの流せないとか、そういうのは未然にある程度防げると思うんですよね。そして、ここの上にカバーをかぶせてあるけれども、この上にもう一つ箱なら箱のようなボックスをかぶせてですね。そのほうがさびも防げるし、これの凍って割れるのを防げるような要素が生まれてくるから、それとかも検討されてよかと思いますよ。

そして、あと一つはですね、SUSというの

があつです。構造が書いてある桃色のところな。SUSはステンレスでつくってあつと思うんですよね、材質が。だから、こういう重要なところからさびが出るちゅう、今委員会の意見がありましたから、さびが出ないように、こういうところはお金がかかってもですたい、永久的に壊れないようなCUSの——SUSですね、SUSのこのステンレスで、——ここ鉄と思うんですよ、メッキしてあつとでつくってある。だから、それを取りかえて、予算が少し要ってもここは壊れないような今度は構造でつくってですたい。そしたら、ここは例えば凍って壊れても、この弁ちゅうのはただゴムのふたがばたって閉まるばかりの弁でしょう。そうですね。だから、その迂回路をつくられたらこれは解消すつて思うんですよね。

以上提案です。よろしくお願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」「お疲れさまでした」と呼ぶ声あり）

○議案第71号・市道路線の認定について

○委員長（田方芳信君） 次に、事件議案の審

査に入ります。

議案第71号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（楠本研二君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 楠本土木管理課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日はよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案書37ページ、議案第71号・市道路線の認定についての提案をしております。

路線番号1142、竹原町3号線について説明いたします。

認定します路線の位置につきましては、38ページの位置図をごらんください。

説明の前に位置図の箇所の修正がありますので、今から説明いたします。

現在の終点の矢印がここなんですけど、八代幹線用水路と排水路にかかる橋の手前を示していますが、橋を渡って八代幹線用水路沿いの市道海士江町井上町線に接する地点が終点となりますので、訂正をよろしく願いいたします。

あとは拡大図なんですけど。現在が橋の手前まで行ってませんので、橋を渡った先の市道が終点となりますので。よろしいでしょうか。

（「はい」「わかりました」と呼ぶ者あり）

それでは、説明に入ります。

竹原町3号線は、住宅化が進む新駅西側方面からのアクセスの改善と地域住民の利便性の向上を図るため、車両通行可能な生活道路を市道として整備すべく認定を行うものです。なお、認定します竹原町3号線は、延長が126メートル、幅員が4メートルとなります。

以上、議案第71号の市道認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。道路を市道というふうに認定される経緯をもう少し詳しくいいですか。例えば、町内からの依頼があったとか、そのあたりを詳しくお知らせください。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君） はい。

○委員長（田方芳信君） 市村課長。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

はい。この市道に至った経緯でございますが、昨年秋、地元からこの周辺の宅地化、それと熊本労災病院の改築ということで、市道から市道を結ぶ、先ほどの図面なんですけど、こっち市道ですね、東西幹1号線ちゅうのが大体北側に、東西に走っているんですが、東西幹1号線。それと今言いました市道海士江町井上町線がこの用水沿いにずっと走ってるんです。ここの宅地開発、それとその労災病院、このようなことから、こっちのほうの幹線道——（「向こうに行きたい」「席、入れかわっていただいて」と呼ぶ者あり）

じゃ、最初からします。

○委員長（田方芳信君） はい。

○建設部理事兼土木建設課長（市村誠治君）

はい。この路線の要望の経緯につきましては、労災病院の北側、ここの市道東西幹1号線、それと市道海士江町井上町線、——海士江町井上町線については幹線用水沿いにあります。これと、これらの市道を結ぶということで、地元から11月ごろ、海士江町、——ちょうど境目になります、竹原町、それと海士江町ということで、2町内から出張所を通じまして、拡幅ちゅうか整備の要望がっております。当初は、ここに橋梁があるんですが、これが幅2.5メートルで一直線です。隅切りもない橋梁でございまして、市道海士江町井上町線から来た場合、

右折もできない、左折もできない状況でございます。で、この橋梁の拡幅、隅切りだけしてもらえばいいということですね、話がっております。

で、もともと土地改良事業でつくった橋でございますが、一般道としてですね、地域も使っておりますので、市の管理用ということで、この市道の隅切りちゅうことですね、最初は計画、——できるかできぬかですね、検討したんですが、まあどうにかできるだろうという結論になりまして、いろいろ町内と話をやってたんですが、3月ごろになりまして、拡幅、隅切りができるなら、この路線、市道から市道をどうにか結んでもらえないかということであります。これ今2メートル前後の道路で曲がりくねっております、そうしましたら、この地権者のほうから4メートルまで寄附でいいよということですね、話がありまして。それでは市道として拡幅して整備を行おうかなということで計画しております。

ただ、この橋梁がですね、土地改良の昭和50年ごろつくられたものですから、どれぐらい拡幅ができるかちゅうとが、どのような工法になるかちゅうとがちょっと定かでないでございますので、今後、土地改良と、それと現地の測量設計のほうをやっていきいたいと思っております。

工事につきましては、ことし拡幅部分の予算を計上しておりましたが、全体の予算は計上しておりませんので、来年度またお願いするかなと、2カ年計画でやりたいなと思っております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかに。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。経過についてはですね、詳しく御説明いただきましたので、わかりました。経過の中で何点か課題というところも出てきたのかなというふうにして

ます。

まず、その橋が2.5メートルっていうことですよね。それと、その橋を活用して右折、左折が非常にしづらいというところもありますので、この辺の改善も含めてですね、今後、市道の認定された後も、扱い勝手んよかと言われるのが一番いい市道になると思いますので、ぜひその点を要望させていただいて、はい、終わりたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第71号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 1回、ちょっと小会します。

（午前10時55分 小会）

（午前10時56分 本会）

◎議案第75号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第75号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○環境部長（福田 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 福田環境部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境部でございます。

議案第75号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、担当課でございます、ごみ対策課の山口課長が説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ごみ対策課の山口でございます。座って説明させていただきます。

議案書47ページをお願いいたします。

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

提案理由といたしまして、一般廃棄物処理業の許可に係る手数料の額を月割りで算定する規定を設けますとともに、市税等の滞納者への許可を行わないことにするには、条例の改正が必要であるためでございます。

内容につきましては、次の48ページをお願いいたします。

また、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらとあわせて御説明いたします。

八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条と第16条に、第3項として、第1項の規定にかかわらず、市長は、市税等を滞納している者に対しては、同項の許可をしないものとするの1項を加えるものでございます。

対照表では、表の左側改正案の下線部でございます。

これは、現在、一般廃棄物処理業の許可申請がありました事業者について審査を行い、収集運搬業の許可を行っておりますが、現在の条例には市税等の滞納者に対する規定がないため規

定を設けるものでございます。

また、別表第4は、本条例第14条から第16条により許可または変更の許可を受けた者が納付する許可手数料について示したものでございますが、この別表に備考として、許可期間に応じた手数料の算定について追加改正するものでございます。

対照表では、別記1の下で、改正案としております表の下線部でございます。

これは、現在、許可申請を随時受け付けておりますため、許可期間がばらばらとなっておりますことから、許可期間を合わせ、申請期間を統一化することにより更新漏れをなくすために改正するものでございます。申請期間の統一を行うためには、現在2年間で許可しております許可期間を短くし、合わせる必要がございます。その際、許可手数料に不公平感がないようにするものです。

なお、許可期間の統一は、現在発行しております許可の最終期限が終了します2年後を予定をしております。

以上、議案第75号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません、議案書のほうにですね、この条例は公布の日から施行するということなんですが、公布というのはいつになるんでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 現在、2カ年の許可を行っておりまして、今の許可の期間が終了をいたします2年後ということで予定しておりますけれども、実際の開始時期としましては27年の4月1日を予定しております、

（環境部長福田晃君「いや、違います。公布日ですたい。公布の日をいつからするか」と呼ぶ）失礼しました。（環境部長福田晃君「いつから公布するか」と呼ぶ）

○ごみ対策課副主幹兼ごみ収集係長（藤澤智博君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 藤澤係長。

○ごみ対策課副主幹兼ごみ収集係長（藤澤智博君） はい。済みません、清掃センターごみ収集係の藤澤と申します。よろしくお願いいたします。

この改正につきましては、議会で議決された時点をもって公布日とさせていただき予定であります。（「何て」と呼ぶ者あり）議決日をもって公布させていただき予定であります。はい。（「議決日。議決日をもってげな。今度たい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 大倉委員、いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 八代市と取引される業者さんというのはほとんど納税証明書というのを添付されてですね。で、大変重要なこの業者さんには何で今までこの条項がなかったのか、その辺は漏れなんですか、それとも何か理由があってこれなかったんですか。

○委員長（田方芳信君） 藤澤係長。

○ごみ対策課副主幹兼ごみ収集係長（藤澤智博君） はい。今現在、八代市で52社、収集運搬業の許可をしておりますが、今までそういう申請の中でですね、納税証明書をつけていただいておりますので、滞納の方っていうのはいらっしゃらなくて、実際的には滞納の方がいらっしゃった場合には完納ということを条件に、完納証明、完納していただいてから許可するような感じだったんですけれども。ただ、ほかの市町村

のほうですね、条例のほうをいろいろ調べた結果、ほかの市町村には全て滞納要項が入っていることと、八代市のほかの業務の許可の指名関係の条例を見たところでも入っておりましたので、あわせて今回全て統一で入れようということで入れてあります。（委員橋本幸一君「当然です」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。当然のことと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第75号・八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第76号・八代市都市公園条例の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第76号・八代市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 下川建設部理事兼街路公園課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第76号、49ページでございます。八代市都市公園条例の一部改正について御説明をいたします。座って説明をさせていただきます。

その前に、1枚だけ資料として委員会のほうに平面図と裏の写真がついたのをお配りさせていただいております。

では、内容につきましてですが、八代市都市公園条例の一部を次のように改正する。平成24年6月4日提出。八代市長福島和敏。

提案理由でございますが、有料公園施設の種別を変更し、及び当該施設に係る料金を改定するには条例の改正が必要であるためでございます。

次、50ページをお願いいたします。

条例の一部を改正する条例でございます。

八代市都市公園条例、括弧を除きますが、一部を次のように改正する。公園条例の中にあります別表第1、球磨川河川緑地の項中、野球ソフトボール広場を現在条例化してありますが、これをソフトボール広場と野球ソフトボール広場の2つに改めるということでございます。下のほうに表がございますが、2段目の表でございます。種類の変更といたしますのが、球磨川河川緑地のソフトボール広場A、これを1個独立した種類として上げさせていただいております。その下に野球ソフトボール広場B、C、D、E、F、G、Hということにさせていただいております。

で、今回料金改定に対象といたしておりますのが、ソフトボール広場Aでございまして、早朝から午後4時まで時間帯も分けておりますものの、真ん中の2400円が1日料金でございます。次の右側、1140円と1460円が午前中の部と午後の部の料金でございます。それ

から、420円、840円、840円、720円が時間帯における料金区分でございます。

このように今回条例を改めさせていただきまして、この条例を平成24年7月1日から施行するものでございます。

先ほど資料としてお配りしましたもので、場所は赤く着色しております場所でございます。これが以前野球ソフトボール広場Bでございましたが、今回ソフトボール広場Aに変えさせていただき、野球ソフトボール広場AをBに種類の変更を提案しているものでございます。

審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） このソフトボール広場の何といいますか、管理規程とか、そういうのはできとつとですか。運営規程とか管理規程とか。やっぱりいろんな。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君） 管理規程といたしますのが、現在、この河川緑地につきましては、施設整備と維持管理につきましては街路公園課のほうで担当をいたしております。また、利用上の貸し出し、その他につきましては、いきいきスポーツ課のほうで現在行っているところでございます。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 例えば、何か今フェンスずっと張ってあって、災害時、洪水時には撤去とか、そういう何というんですか、役割分担とか、いろんなそういうのはまだ決めてないんですか。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君） 役割分担といたしますが、つい5月の末日だったんですが、外野フェンスのほうを取り外しました。といたしますのも、取り外し方がちょっとあ

るもんですから、それを施設をつくられたところの建設会社さんをお願いして、八代市ソフトボール協会、それと八代市造園防災協議会、それといきいきスポーツ課と街路公園課のほうで、取り外しの訓練ちゅういますか、練習を兼ねて、取り外しを行っております。で、今後の施設のあり方につきましては、球磨川の出水状況というのがパソコンもしくは、今テレビでも地デジで見れるちゅう話なんです、その推移を見ながら撤去の判断をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 幾つかの団体、それから部署があるちゅうことですが、やっぱりずっかけになってしまえば、何といたしますか、結局最悪の状態を招くわけですから、そこはやっぱりきっちり管理規程ていうか、そういうのを、役割分担ていうのを決めとかぬと、後の責任問題等にも私はしてくると思いますが、その辺はきっちりしていただくようお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

増田委員。

○委員（増田一喜君） ここは、フェンスば取り外しができるちゅうことであつたんですけれども、ゲートボールとかグラウンドゴルフとかされるときに、ここを使用できるのかという話があつたときに、やっぱここは取り外しができるから使用できるんですよという答えであつたと、近辺の人からは聞いとるんですけども、この取り外しはどういうふうにするんですか。される人たちが取り外すんですか、それとも役所なり誰かが取り外す。またもとに戻すとか、そういうのはどういうふうにやられてるんですか。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

基本的には、市のほうで取り外しは、出水期ま

たは台風とかのときに取り外すというのを基本的に考えておりまして、その設置・撤去につきましては、市のほうで決めていきたいというふうに思っております。

その中でされる分は、占有してされる場合には、先ほど言いました有料公園施設ですので、料金をお支払いいただくという形になろうかと思ひます。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということは、そこを申し込みして使われるときには、フェンスを外さずして使ってくれちゅうことになるんですかね。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

基本そういうふうな形で考えております。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） そうですか。ということは、グラウンドゴルフなんか、球がぽーんと飛んでいったらフェンスに当たって、中に入ってくるちゅうことですよ。

それともう一つですね、ここは大体水につかりよるところですけれども、その後のメンテちゅうか、そういうのは想定されてるんですか。この水につかったときの整備とか、そういうのは。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

今までも数回出水して、水がここまで来たというのは委員さんも御存じのとおりだと思います。それに対する復旧費用がいかなる金額がかかるか。また、あそこの場所につきましては今までつかった状況を見ておりますと、流速がそんなに早く発生してなくて、たっぷりつかるような感じで、上のほうに土砂でいいですか、少したまるような状況というのはこれまであっております。で、それにつきましては、持ち得る予算の中でやるか、それとも大がかりな費用に

なれば、補正をお願いしながらでも復旧していかにゃいかぬというふうに考えております。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 一応、最初の説明では、これは公式のソフトボール場というふうな考えであられたから、やっぱり水につかれば、公式に使えるというのは、やっぱり整備しなければ公式としては使えなかったと思うんですね。今までは公式じゃないから、少々泥がたまろうが、それでよかったかもしれないけれども、今後はもう公式に使うというたら、使ったらその都度整備していかないと、ちょっとそういう競技には使えないんじゃないかなちゅう、あるんですけど、そういうあたりはどういうふうに考えられてるんですかね。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

通常使用されたときには、どこのグラウンドも一緒かと思いますが、トンボで整地したり、そういうので次の試合もできるかと思いますが、何せ河川敷ということで、御心配なさってるとおり、泥がかぶったりどうのこうのってなったら、やっぱりその都度、やっぱり手当てはしていくべき話だと思っております。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということは、今までの整備よりはお金がかかるちゅうことですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。そういった費用がかかるという部分もあって、このソフトボール球場のですね、料金設定をされているんだろうというふうに思いますが、単純に見ますと、ソフトボール広場のほうの倍というような設定になってるんですが、どういう考え方でこの料金設定をされたのかというところをお聞かせい

ただければと思います。

○委員長（田方芳信君） 下川課長。

○建設部理事兼街路公園課長（下川哲夫君）

料金につきましては、熊本県内と九州にソフトボール場として設置してあります公園等を一応参考までに調べてみました。で、今回のうち、ちょうど今までの金額の2倍ということになっておりますが、他市の状況、他県の状況から見ると、今回の市の設定のほうが若干安いというふうになっております。

と申しますのも、他市の、他県の状況を見ますと、やっぱり土地まで購入されて、きちっとした整備をなさってるもんだから、それなりの金額が設定されてるんだろうと思います。で、本市の場合は、御存じのように、底地は河川敷を使用させていただいておりますし、整備費だけでございます。

それともう一つは、この平面図から見まして、今回、ソフトボール場を使いますときに、反対側のEコート、これ自体の使用がかなり制限が加わるというふうに思っております。ですので、今回は反対側が使えないこともありますもんですから、料金を倍に設定させていただいたというところでございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。他市よりも若干安目という部分は、やはりそういうふうにしなないとですね、大会の誘致もなかなか難しくなってくると思いますので。非常に球磨川の河川敷という部分においては、競技者からするとですね、うらやましがられる場所でもありますので、たくさん大会を誘致していただいて、実績を上げていただければというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 今ずっと聞いておりますと、結局、このところはフェンスを外さないんだから、通常グラウンドゴルフなんか使うときには料金も高くなるし、実質的には近所の人たちは余り使えないような状況はあるわけですよ、常に、雨、大水が出るとか、そういう以外はされとるんだから。そういうことで理解しておきたいと思えますけれども、できれば、そういうふうな予約が入ったときには、このフェンスを外してですね、使えるように、料金もそんなときにはちょっと下げてもらおうとか、そういうことも考えてもらえれば、利用される人たちも使い勝手がいいのかなという気はいたしますけど。そこらあたりは、ちょっとお願いしときたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・八代市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第77号・八代市下水道条例の一部改正について

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第77号

・八代市下水道条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座りまして説明をさせていただきます。

議案書51ページの議案第77号・八代市下水道条例の一部改正について説明をいたします。

説明につきましては、事前に配付をします小さい資料のほうですね、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、平成21年7月15日、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、その大半が平成24年7月9日から施行されます。この住基改正法による改正により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとされ、また入管法等改正法による改正により、外国人登録法が廃止されることになりました。

これらの改正に伴い、八代市下水道条例中に変更すべき部分が生じたため、その一部を改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、八代市下水道条例第6条の2第3項第2号で、外国人が指定工事店の申請をするに当たって外国人登録証明書の添付を条件としており、今回の外国人登録法の廃止により、外国人登録証明書自体がなくなるとともに、中長期在留者や特別永住者など、外国人について住民票を作成することとなり、住民票記載事項証明の添付が可能となった

ため、下に書いてあります新旧対照表のとおり、下線部分になりますけど、又は外国人登録証明書を削除するものでございます。

簡単に申しますと、今後の手続としまして、今説明しましたように、外国人登録法の廃止によりまして、外国人登録証明書がなくなりましたが、これにかわって、外国人は住民票に記載をされることになりますので、今後の手続としましては、外国人登録証明書にかわって住民票記載事項証明書を添付していただくということになります。

施行日でございますが、関連法規と同じで平成24年7月9日でございます。

以上で、簡単でございますけど、御説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議をよろしくをお願いします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。（「なし」「なかばい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第77号・八代市下水道条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時21分 小会）

（午前11時22分 本会）

◎平成23年請願第3号・建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりについて

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の請願1件と陳情1件です。

まず、平成23年請願第3号・建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりについてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本請願について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（植原 勉君） 委員長、よかですか。

○委員長（田方芳信君） はい、植原委員。

○委員（植原 勉君） 言うてよかと。

○委員長（田方芳信君） はい、どうぞ。

○委員（植原 勉君） この第1の請願について、たしか労働者の賃金を上げるちゅうことは、やっぱり技術向上あたりを目的とした努力をするために必要と思うんですね。でも、この上げることに對して、例えば、職人てここに書いてありますけれども、職人としての資格だとかそういうのにもですね、級とかそやんとをなしにして、どれくらいの能力があるかも分別ができない中で上げるちゅうことは非常に、——じゃ、それを発注者としてはですね、どういう仕事ば、自分が例えば建築、土木してもらうときに、つくってもらえぬだろうかというのは、非常にそこんところ、私は不透明と思うんですね、今の社会では。だから、やっぱりその、やっぱ資格、その人の技術の程度、そういうのを見た上での報酬ちゅうのが必要で思いますので、私はそこんところをもう少し慎重に審査すべきだと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 済みませんけど、植原委員。それ継続としての話でよろしいんですね。

植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。私が言うのは、私はもう、この上げる前にルールづくり、技術の程度ですよね。でなきゃ、まあ私のことと言うと個人的なあれですけども、仕事をしに来て、見とってみっとですね、ほとんど仕事は、——私は職人ですと言うて来られても、これくらいのができぬとだろろうかと。だから、昔の職人と今の職人はですね、昔は職人かたぎちゅうのがあったけれど、今は非常にですね、それが見えない、私はそう思います。継続で私はいいと思います。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 担当部署でこの辺についてもうちょっと詳しい説明を今回していただければと思います。

○委員長（田方芳信君） はい、わかりました。じゃ、ちょっと契約検査課のほうをちょっと入れてお話を聞きたいと思いますので。

ちょっと小会します。

（午前 11 時 25 分 小会）

（午前 11 時 28 分 本会）

○委員長（田方芳信君） じゃ、本会に戻します。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回のこの請願につきまして、この記 1、2 の中で、やっぱりそれについて契約検査課としてメリット、デメリットって、その辺はどう思われるのか、その辺の説明をちょっとしていただければと思いますけど。一般競争入札の適用金額の引き上げとか、それから公契約条例とか、その辺についての説明をしていただけたら。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。契約検査課の桑田でございます。座らせて説明いたし

ます。

1 点目の一般競争入札の適用金額を引き上げ、地元業者へ優先的に発注し、地域の建設労働者、職人の雇用と就労を確保することということで、一般競争入札の適用金額の引き上げ等についてでございますが、本市では、平成 23 年度から原則 3000 万円以上の工事につきましては一般競争入札を導入しております。で、その中で、一般競争入札の場合におきましても、市内業者でできる案件につきましては、基本的に市内業者を参加要件とする制限つき一般競争入札というのを実施いたしております。で、特殊な工事以外は、基本的には市内の業者を地域要件として制限つき一般競争入札を実施しておりますので、基本的には地元業者の参加が確保されてるという現状でございます。

第 2 点目の公契約条例に関するメリット、デメリットについての本市の考え方ということでございますが、公契約条例といいますと、実際、公契約条例を自治体として制定してらっしゃるところが、現時点で把握できるところは 4 自治体ということでございます。それも、どちらかちゅうと東京周辺の自治体が今のところ制定をされてらっしゃるということで、その背景等をちょっと調査いたしましたところ、要はダンピングが引き起こされることによって、下請業者、労働者へのしわ寄せ、ひいては賃金の低下等が現実問題起こってるということで、それを解消するために当該自治体が発注します請負工事、業務委託等につきましては、それに従事する元請、下請業者の労働者に対しまして、最低賃金を超える賃金の下限額を定めて、当該金額以上の賃金を元請業者等に支払いを義務づけるのが内容となっております。

そこで、メリット、デメリットといいますか、についてでございますが、一般的に公契約条例を制定した場合の効果としましては、労働者に安定した、定められた賃金が支払われるち

ゆうことと、これに伴いまして、ある一定の金額を入札業者としても確保しなければならないということで、当然、一定金額以上の賃金を払わなければならないということになりますと、極端な低入札に歯どめがかかってくるんじゃないかということが想定されます。それと、公共工事の品質確保につながるという、そういったメリット、効果が考えられるんじゃないかというふうに考えております。

あと、デメリット、問題としましては、これはもういろいろ考え方がございまして、特に賃金を最低賃金以上の賃金支払い義務を義務づけるということでございますので、賃金等の労働条件につきましては、大きく言いますと憲法に定められております、労働条件については法律で定めることとなっています。これを受けて、御存じのとおり最低賃金法という法が定められております。あと、労働条件につきましても、労使、当事者間で取り決められるというふうに労働基準法等にもありますので、そういった法律に定められてる事項を条例が定めるということに対して、憲法もしくは労働関係法等について条例が介入することが適当かどうかというふうな問題あつとります。これにつきましても、いろいろ考え方等があるかと思いますが、そういった抵触するおそれがあるというふうに考えられております。

それと、實際上、公契約条例を導入した場合に、先ほど申し上げましたように、市が発注する請負工事、業務委託等につきましては、元請業者等に定められた賃金を必ず支払う義務を課するものでございますが、ただ、実行性、——実際これを払ってるのかどうか、払ったのかどうかちゅうのをなかなか把握するのが難しいところが、という状況があります。これにつきましては、一々市のほうで契約した条例につきまして、必ず払ったかどうかという確認作業等が出てまいりまして、契約件数あたりも多大な量

になりますものから、すべてそういった元請業者等が必ず定めた金額を払ったかどうかという確認等が、膨大な量になりますし、そのあたりの実行性に問題があるんじゃないかというふうに考えております。

それともう一点、先ほど言いました賃金の下限額等の設定基準等、それぞれ御存じのように最低賃金法に定める賃金ちゅうのは地域性を基準にいたしております、それぞれ各地域で、都道府県単位で違うということで、それにあわせまして、それぞれの自治体における業種ごとの賃金下限額の設定が、基準づくりが出てまいります。そのあたりの基準づくりが難しいんじゃないかというふうに考えられております。そういった効果、問題・課題等が含んでいるというふうに考えております。

そこで、公契約条例に対する本市の考え方についてでございますが、本市議会においても、一般質問の際、答弁をしてる内容と重複いたしておりますが、基本的には、国・県等におきましても、先ほど申し上げましたように、まだ実際条例を定めているのは4市、あと、それぞれの県議会、市町村議会等でそういった請願等の決議をされてらっしゃる自治体はあつてるところでございますが、今現在、八代市としましては、国・県、その他自治体の動向をまだ見きわめる必要があるんじゃないかということで、基本的には関係法令等の規定、先ほども言いましたように、最低賃金、あと、賃金を義務づけております建設業法等、あと、その他関係法令等を遵守いたしまして、地元建設業者への受注機会を確保するとともに、賃金の確保をしたいというふうに考えております。その中で、先ほど申し上げました、1つは地元業者への優先発注ということで、指名競争入札においては市内業者を優先的に指名する、一般競争入札においては、先ほど申し上げましたように、市内本社を資格要件とする制限つき一般競争入札を導入す

るというふうに考えております。

あと、平成23年度から、新たに下請契約報告事務取扱指針を制定をいたしておりまして、市内業者の活用、適正な下請の契約の締結、不当に低い下請代金の禁止等、適正な下請の実施に努めておりまして、その中で要請という形でございますが、下請に対する市内業者の活用、原材料の市内業者からの調達等を要請をいたしております。

また、あと、指名願提出時の際や、契約書、約款、それにつきましては労働関係法、建設業法などの遵守を明記をいたしておるところでございます。

さらに、今年度4月からは、さらなる低入札価格に対する対策といたしまして、最低制限価格制度を導入いたしております。対象としましては、工事、それと役務等の業務委託等について最低制限価格制度を導入いたしてございまして、ある一定基準の入札金額というか、金額を確保いたしておりますところでございます。

ということから、また重複いたしますが、現在のところ本市としましては、既存の法律、既存の制度、本市でやっております制度等をさらに充実、検討して、そういった労働者の賃金確保、受注機会の確保に努めていくように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 以上の今の説明について、何か御意見あれば。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。大体わかりました。市においても、結局、今、ダンピングっていうのが非常に、本市ではどうかかわらないけど、全国的な都市部でということでこの公契約についてはあったということで。市においては今年度4月から最低制限制度を設けたという、そういう中でおいては、私は今回についてはまだ時期尚早っていうことで、審議未了で私はい

いかと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） はい、1つ。その最低賃金のところが、膨大な資料になってきますと説明を受けましたけれども、そのところは苦情の投書箱というのを設けてするちゅうことが効果が出るのじゃなかろうかと思うんですよ。だけん、そこはそれで解消できると思うんですよ。だから、なかなかその今の説明を聞いてみると、非常にですね、まあ立派なような案件、提案をされたと思うんですけど、もう少しばかりですね、今橋本委員と同じで、もう少しここ勉強させてもらいたいなという私意見です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

増田委員。

○委員（増田一喜君） 今の説明ありますけれども、1のことに関すればですね、談合、談合というお話があった、指名競争入札にすれば談合が行われるとかいう話の中で、世の中の流れもですね、一般競争入札を優先するというような流れになってきております。その中で、本市も一般競争入札の導入をいっぱいやっていくというような、その観点からこの適用金額を引き下げましたよね、3000万に。前は5000万だったのかな。というのは、やっぱり大きい会社はそれだけ人を抱えてるもんだから、一般競争入札になったときには非常に養うための金を稼ぐためには、できるだけ多い回数そこに入って行って、仕事をとれるチャンスを欲しいわけですね。だから、やっぱりそういうことを加味すれば、少し金額を引き下げてやらなしようがなかったのかなというところあるから、それはそれでいいと思います。

これまた上げるとなれば、やはりせっかく一

般競争入札に移行していったる最中に、何かもとに返るような、そういう雰囲気があるんですよ。だからこれが、市内の業者さん守るためには、先ほどもありましたように、制限付きの一般競争入札に持っていくとか、いろいろ考えておられるから、1番は1番で、引き上げる必要はないのかなと私は思います。

2番目の公契約条例にしても、大体賃金なんかは県のほうが制定していくところですから、それに見習えばいいのかなと思って、わざわざ条例なんかつくって縛りをかけてしまうちゅうのも、自由な契約ですね、それを妨げるんじゃないかなという気がいたしております。

で、ここで今やるんじゃなくて、今橋本委員が言われましたように、今回は審議未了で済ましてもいいんじゃないのかなという気はいたします。県の動向なんか見て、それからまた考えていけばいいんじゃないかなというふうに私は考えます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（田方芳信君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。私、今説明を聞いて、非常に丁寧な説明でよくわかったんですが、それから考えるとですね、この1の一般競争入札を適用金額を引き上げとか、こうしたことも、ちゃんとうちの市は配慮をし、一般競争入札を導入してあるし、そして労働者も、いろいろな法的にですね、労働基準法や最低賃金法というものでちゃんと守られておるし、公契約条例と、ちょっと私も意味わからなかったんですけども、説明を受けて納得をしたんですが、そうした説明を聞いてみればですね、うちの八代市はきちっと何か対応されていると、そういう感じを受けましたので、私もこれ審議未了でいいと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

継続を求める意見と審議未了を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

○委員長（田方芳信君） それでは、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出方について

○委員長（田方芳信君） 次に、平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

なければ、これより――橋本委員。

○委員（橋本幸一君） まだまだ、今国の動き

もわからないですから、私はまだ継続ということでもいいかと思います。

○委員長（田方芳信君）　じゃ、継続でよろしいですかね。（「諮ってみっさい」「諮んなっせよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君）　平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（田方芳信君）　挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

　　以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（田方芳信君）　お諮りいたします。

　　委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君）　異議なしと認め、そのように決しました。

　　小会します。

（午前11時48分　小会）

（午前11時49分　本会）

○委員長（田方芳信君）　本会に戻します。

　　それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

　　午後は1時から再開いたします。

（午前11時49分　休憩）

（午後1時01分　開議）

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（田方芳信君）　それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

　　当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

　　当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（田方芳信君）　このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出があつております。これを許します。

　　それではまず、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてをお願いします。

○環境部長（福田　晃君）　委員長。

○委員長（田方芳信君）　福田環境部長。

○環境部長（福田　晃君）　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

　　環境センター建設事業において、アドバイザー業務の受託業者が決定いたしましたので、小橋環境センター建設課長が報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君）　委員長。

○委員長（田方芳信君）　小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君）　はい。それでは、アドバイザー業務委託の相手方が決まりましたので御報告申し上げます。座って御説明させていただきます。

　　件名です。公募型プロポーザル方式による八代市環境センター施設整備及び運営に係るアドバイザー業務委託の契約相手方の選定結果について御報告いたします。

　　お手元の資料にのっとって御説明申し上げます。

　　なお、この、今お手元にございます資料は、この建設環境委員会が終わりました後、市のホ

ホームページのほうにアップさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まず、掲載期間ですが、6月18日、月曜日、13時からにとりましたが、これは、この建設環境委員会が終わってからということに今変更しております、2013年の3月31日、日曜日、5時までとしております。記事の表題、アドバイザー業務委託公募型プロポーザルの実施結果について（環境センター建設事業）。行事の予定日ですが、これにつきましては同じです。タイトルは、アドバイザー業務委託公募型プロポーザルの実施について（環境センター建設事業）ということで、まずこの結果に御報告する前に、お手元の資料の中にこのような資料がついてるかと思うんですが、前回お配りした事業の進め方と八代市の考え方を示したA4の縦のカラー刷りですけども、これをもとに御説明をさせていただきます。

この表の中の真ん中に、アドバイザー業務委託というのがございます。これは一つの入札行為でございまして、価格要素を抜きにして、相手からの提案をヒアリングした結果として、最適提案者を決めるというやり方でございます。契約額につきましては、その最適提案者と見積もり合わせを行うと、それで随意契約を行います。このアドバイザー業務委託が決まりました後に、一番下に総合評価型一般競争入札に係る手続の流れという横のフローがあるかと思いますが、これを支援する作業をこのアドバイザー業務委託の契約相手方が行うこととなります。内容につきましては後で御説明しますが、位置づけとしまして、このような立場におりますということを御説明しときます。

それでは、結果のほうを御報告申し上げます。

平成24年5月1日付、八代市公告第51号

で公告しました八代市環境センター施設整備及び運営に係るアドバイザー業務委託について、公募型プロポーザルを実施しました。

選定については、参加表明のあった3社について、平成24年6月4日のプロポーザル選定委員会でヒアリングを実施し、審査の結果、株式会社エイト日本技術開発熊本支店を最適提案者として選定いたしました。

順位ですが、第1位が株式会社エイト日本技術開発熊本支店です。総合点数が、――9人の委員で1人持ち点が110点です。990点満点の合計で、そのうち獲得した点数が793.5点です。第2位が753.0点、3位が451.5点という結果になっております。この後、このエイト日本技術開発熊本支店と契約を行っております。

続きまして、2ページ目です。

そのアドバイザー業務委託の相手方を決めるに際しまして、評価基準を決めております。どのようにして評価して選んだかという評価基準を決めております。2番目の評価の方法というところから見ていただきたいんですが、応募資格を有する者から提出された応募書類及び応募者へのヒアリングを行い、以下の方法により得点を算定し評価を行う。この評価基準をホームページに出しまして公募を行っております。

（1）です。応募書類の内容及びヒアリングに対する配点ということで、番号1から4に対しまして、様式2、2-①、2-②、2-③というように様式を決定しております。中身は経歴と実績です。ただし、この場合の経歴と実績は、技術者の個人が持つてゐる経歴と実績を判断しております。会社ではございません。

まず1番目が、本業務を担当する管理技術者の経歴および実績です。資格の有無です。資格があった場合は2点、なかった場合は0点。実績の有無です。あった場合は3点、なかった場合は0点。評価の配点が5点としております。

それから、業務従事者Aの経歴及び実績です。これも同じく資格のほうがあった場合が2点、実績のほうがあった場合が3点、合計5点です。業務者BもCも同じようにしております。中身につきましては、後で御説明いたします。

続きまして、3ページ目です。

様式3ですが、番号5番の様式3は、この業務に対しまして、会社としてどのような実施体制をとりますかという提案でございます。これは15点です。

それから、様式4は、本市が予定しているスケジュール（実施方針の策定から事業者選定まで）、——ここの括弧書きが先ほどカラー刷りで示しました一番下の総合評価型一般競争に係る手続の流れというところを見ながら、見ていただければわかりやすいかと思います。実施方針の策定から事業者選定までということです、を実施するために考えられる課題とその対応策についての提案。15点です。

様式5、事業の継続性（20年）を担保するための課題と対応策についての提案。配点15点です。

それから6番目、地場企業の活用や地元雇用等の地元貢献策についての提案。これも15点です。

様式7、施設の供用開始を30年程度と想定した場合、運営期間（20年）終了後の長期稼働、——残り10年以上の想定ですが、への低コストで円滑な移行と安定運転を実現するための方策についての提案ということで、これも評価配点15点です。

様式8です。本市が施設整備の基本方針の中で掲げている、資源の有効利用によりできる限り最終処分しない施設を実施方針等に反映させるに当たり、考えられる課題とその対応策についての提案。15点。

合計110点満点で行っております。

（2）番、提案区分です。業務の実施体制及

びアドバイザー事業者の能力の評価方法です。評価配点が、例えば15点のときにすぐれているという評価をされた場合は、係数が1.0ですので、そのまま満点の15点。一般的であると評価された場合は、係数が0.5ですので評価は7.5点となります。それから、やや劣ると評価された場合は、0.2の係数ですので3点ということで、15点、7.5点、3点という3段階の評価で今回評価を行われております。で、下に説明書きをしておりますが、応募書類の審査及びヒアリングを行い、上記の

（1）に示した業務の実施体制及びアドバイザー事業者の能力の提案項目別配点に上記の提案の評価に対応する評価係数を乗じて採点し、評価を行います。先ほど御説明した内容です。なお、提案についての記載がない場合は、上記の評価係数を0.0とすると。要するに0点ということですね、提案しない場合は、記載がない場合はもう0点とするということです。

（3）番、応募書類の内容及びヒアリングによる得点の算定方法。（1）及び（2）の評価方法により採点した得点の合計を応募者の評価とするということで、最初に御説明しました点数が出ております。

続きまして、4ページです。

契約内容につきまして記しております。

業務番号、平成24年度環セ委1号です。

委託業務名、八代市環境センター施設整、——施設整備ですね、これ字が1字抜けとります、施設整備及び運営に係るアドバイザー業務委託。

3番、履行期間ですが、平成24年の6月15日から平成25年の12月27日。来年の12月27日までを委託期間としております。

予算額3800万円に対しまして、契約額としまして3622万5000円、税込みです。

受託者、熊本県熊本市東区尾ノ上一丁目12番1号、株式会社エイト日本技術開発熊本支店

となっております。

以上で報告を終わります。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（田中 安君） 済みません。

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） はい。順位の2位、3位、A社、B社というのは753点と451点ということは、特にB社なんかはもう本当点数が低いんだけど、そういうふうな点数になった要因というのは何か、例えば、どっかに提案がなくて0点だったという会社があったんですか。そのあたりどうですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 幾つかの要因はございました。

まず1点目に、実績のところ、実績は多分あるんだろうと思いますが、テクリスという、委託とか工事とかの実績を日本全国引き出せる情報源があるんですが、契約検査課なんかがよくそこのデータを獲得するんですけども、それを添付していなかったということ。ですから、それに、テクリスに要求しまして、何か1週間ぐらい返ってくるのにかかるそうです。で、それを期限ぎりぎりでも実績あると表明されたんですが、その書類が私どもの手元に届くの1週間以上かかるということで、もうそれは先方にもお断りしまして、そこで点数が落ちてることも一つの要因です。ほかにもございました。やはり点数が上がらなかった要因は幾つかあるかと考えております。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。いつの間にかア

ドバイザリー業務委託が決まったなという感じなんですけど、このアドバイザリー業務委託をするに当たっての評価基準をこういうふうにしたいという説明について、委員会あたりに説明をしようという考えにはならなかったのか。なぜ説明をせずに、そこを決められたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。御指摘のとおりですね、委員会のほうにですね、基準をちゅうことで、確かに説明しておりません。まことに申しわけなく思っておりますが、こちらのもともとの評価基準云々につきましては、まず環境センター建設課のほうで最初示しましてですね、それからこれの、プロポーザルの評価の委員さんたちについては各部の次長さんちゅうことは御説明してありましたですね。はい。次長さんたちのほうから、ずっと評価について、私どもが事務局として出した部分をずっと協議していただきました。合計3回ですかね、3回ほど協議していただいて、その点数をずっと私どものほうが、今回ずっと訂正してあります。それについて3回ほどずっとこの評価基準についてしてもらっておりまして、今ほど小橋が答えたような点数の配分になっております。基準についても、中身についても、たしか精査、ずっと協議をしとるはずですよ。はい。

それについて御報告申し上げなかった、ほんとまことに申しわけないと思っております。申しわけございません。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。なぜ報告をされなかったんですか。ただの手落ちっていう、そういうものなんですかね。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。選定ですね、この基準云々については、うちのほうですね、この選定の基準が決まったのがですね、最終的には5月の21日に指標が決まっております。3回目の会議ですね。で、その間にちょっと建設環境委員会のほうが、ちょっと私どものほうが、——確かに御指摘のとおりですけども、この指標についてですね、御報告を申し上げるのは構わぬとですけども、——構わぬで失礼な言い方ですけども、報告はせないかぬだったかもしれません、確かに申しわけないと思っておりますけども、事業の進み方からしますと、これをずっと事務的に進めていかぬと、物すごくおくれてしまう関係があったものですから、ちょっとそのスケジュール的なところもあります。

それから、この指標については、ある意味、これ決まった分をですね、プロポーザルの募集をいたしましたもんですから、ホームページのほうにもこの配点についてもしかお知らせはしておりました。で、ホームページに載せとって、逆に何で委員会に言わぬだったかなっちゃうのは、確かに御指摘についてはもう何も答弁のしようがありません。申しわけないと思っております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。よく建設環境委員会を開いて、この環境センターのですね、説明をしていただいておりますね、その中で、結構よく言われるんですよね、ステップステップで説明ばしていきますって言われるけど、ふたあけてみると、説明は、あれ、なかったよね、いつの間にか決まっちゃったよねっていう感じなんですよ。やけん、どこで何をやっぱ説明をするのかというのは、もう一回、センター建設課ですね、環境部のほうでしっかり押さえとって

ただきたいというふうに、まずそこはお願いをしときたいと思います。

それと、評価を評価基準でいろいろつけられますよね。例えば、従事者の経歴が必要だとか、実績だとか。そこは、あり、なしというような形でわかっていくとですけど、その後のですね、番号が5番、6番、7番、8番、9番、10番というかなり幅のある評価になるんじゃないかなというふうに思うんですが、評価をするに当たっては、八代市の基準を明確に持つかないと、その評価が、しっかりとした評価ができないと思うんですが、ここについては、どういう評価を持たれて次長さんたちは臨まれたんですかね。その基準あたりがしっかりしたものがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） もう委員おっしゃるとおりで、これがプロポーザルの選定委員さんの中でも大議論になりまして、実は1番目のこの評価基準だけでは何も見えないということで、評価着目点というのを設けたらどうだろうかということで、すぐれている、一般的である、内容が適正でない、3段階に評価するにしても、評価基準の詳細がわからないということで、この着目点のまずたたき台を事務局から提案しまして、3回の審議の中でこの着目点を固めていらっしゃいます。

委員長、許可がいただければ、これをお配りしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） どうぞ。

（資料配付）

○委員長（田方芳信君） ちょっとまだ時間がかかるようでしたら小会。（環境センター建設課長小橋孝男君「はい」と呼ぶ）

小会します。

(午後 1 時 22 分 小会)

(午後 1 時 32 分 本会)

○委員長（田方芳信君） じゃ、本会に戻します。

小橋課長。お願いします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。お待たせいたしました。

それでは、様式 3、4、5、6、7、8 までの、この評価委員会の中で評価着目点というのを用意しないと、先ほど大倉委員から御指摘がありました、どうやってすぐれている、一般的であるを判断したのかということで、この評価着目点について御説明を申し上げます。

まず、様式 3、番号 5 ですが、本業務の実施体制についての提案。

提案理由は、本業務を受託した場合、技術、法務及び財務の各分野がどのような体制で実施するかを確認するため。また、協力会社を参加させる場合の関係を確認する。

評価着目点ですが、1 点目が、本業務を受託した場合の実施体制について、文章や図表等によって仕様書に基づき具体的に提案されているかを評価する。2 点目、実施体制の中で、技術部門、法務部門及び財務部門の各分野がどのような体制でかわり、業務が実施されていくかを評価する。

すぐれている、——評価指標ですが、実施体制が文章や図表により具体的に提案されている、かつ技術部門、法務部門、財務部門の各分野の業務内容が具体的に提案されている場合、すぐれていると判断する。一般的である、——実施体制が文章や図表により具体的に提案されている、または、技術部門、法務部門及び財務部門の各分野の業務内容が具体的に提案されている場合が一般的である。やや劣る、——実施体制かつ技術部門、法務部門及び財務部門の各部門の業務内容が具体的に提案されていない場

合がやや劣るという 3 段階の評価になってます。

様式 4 です。本市が予定しているスケジュール（実施方針の策定から事業者選定まで）を実施するために考えられる課題とその対応策についての提案。

ここで、お手元に A3 のカラー刷りの今お配りしましたこれを少し見ながら、読みますので見ていただければと思うんですが。

A3 にお示ししましたのが、応募者名、右上に書いてあります株式会社エイト日本技術開発が、これが提案したスケジュールです。八代市にとっては、約 1 年間で事業者を決めるためにはこのようなタイトなスケジュールになります。しかし、我々はこのようなことで課題と対応策について提案しますという、スケジュールを詰めてできますと。これからいきますと、真ん中あたりに審議、審議、審議と、確認とか審議とかありますが、これが総合評価委員会で会議する回数です。会議の回数です。それで、アドバイザーをする仕事ですね、要するに事業方針から事業者の決定までの会議を進めるためにアドバイスをするという意味での工程表をつかっておられます。それで評価した着目点を申し上げます。

本市が予定してるスケジュール（実施方針の策定から事業者選定まで）を実施するために考えられる課題とその対応策についての提案ということで、提案理由は、業務委託仕様書に提示しているスケジュールが他市事例と比べ余裕がないため、本市が予定しているスケジュールを実施していくために考えられる課題や提案等を確認する。非常に八代市の場合、スケジュール的に厳しいということを最初に申し上げとります。

評価着目点ですが、本市が予定してるスケジュールを実施していくために、工程（実施方針の策定から事業者選定まで）ごとの人員の配置

計画及び作業内容等が具体的に提案されているかを評価する。2点目、各工程ごとの課題に対する対応策が具体的に提案されているかを評価するというので、まず、すぐれているは、工程ごとの人員の配置計画及び作業内容等が具体的に提案されているか、かつ、工程ごとの課題に対する対応策が具体的に提案されている場合がすぐれているです。それから、一般的である、——工程ごとの人員の配置計画及び作業内容等が具体的に提案されている、または、工程ごとの課題に対する対応策が具体的に提案されている場合が一般的である。やや劣る、——工程ごとの人員の配置計画及び作業内容等が具体的に提案されていない、かつ、工程ごとの課題に対する対応策が具体的に提案されていない場合ということで、3段階で評価しております。

続きまして、様式5です。

次のページです。

八代市がDBO——維持管理期間を継続して20年というふうの方針を出しております。で、この場合に、事業の継続性（20年）を担保するための課題と対応策についての提案。要するに、非常に長期ですので、いろんな問題が考えられる、それから、いろんなリスクをしょうことになるということでの課題と対応策についての提案をさせております。

提案理由です。ごみ処理行政において、停止すること（事業破綻や民間事業者の運営管理上の問題によるものなど）が許されない事業であるため、民間事業者に運営管理を委ねる場合の課題や提案等を確認する。

評価着目点です。これ1点だけ書いております。事業破綻や事業者の運営管理上の問題等によるリスク回避策について、過去の事例等を踏まえ具体的に提案されているかを評価する。

すぐれているです。説得力のある提案がされている、かつ、実績等により裏づけられている場合。一般的である、——具体的に提案されて

いる場合。やや劣る、——具体的に提案されていない場合ということで、3段階で評価しております。

様式6です。地元企業の活用や地元雇用等の地元貢献策についての提案。これは、コンサルタントが地元を使うわけではございませんで、最終的に決まります事業者が提案してくるときに、地元企業の活用や地元雇用をどのような提案の仕方でしたらよいかという提案です。

提案理由ですけれども、今回の事業は、施設整備及び管理運営まで含めると巨額の事業費となるため、本市としてはこの機会を捉え、できる限り地元振興につなげていきたいと考えている。

評価着目点です。民間事業者に対し、地元企業の技術やサービスを活用するための課題と対応策等を確認する。

すぐれている、——説得力のある提案がされている、かつ、実績等に裏づけられている場合。一般的である、——具体的に提案されている場合。やや劣る、——具体的に提案されていない場合です。

様式7です。施設の供用期間を30年程度と想定した場合、運営期間（20年を想定）終了後の長期稼働、——残り10年以上を想定ですが、への低コストで円滑な移行を実現させるための方策についての提案。

提案理由は、事業期間終了後の円滑な移行と、——これ、20年後以降ということですね、その後の安定稼働を行うために考えられる課題や提案等を確認する。

評価着目点、1点目です。移行時に施設全体の状況把握の手法についての具体的に提案されているかを評価する。2点目、移行時の運営管理体制のあり方についての課題と対応策を確認する。

すぐれている、——移行時に施設全体の状況把握の手法が具体的に提案されている、かつ、

運営管理体制が具体的に提案されている場合。一般的である、——移行時に施設全体の状況把握の手法が具体的に提案されている、または運営管理体制が具体的に提案されている場合。やや劣るですが、移行時に施設全体の状況把握の手法が具体的に提案されていない、かつ、運営管理体制が具体的に提案されていない場合。

最後に様式8です。これは、八代市が最終処分場を持っておりませんので、そのことをテーマにした評価基準です。

様式8です。本市が施設整備の基本的な整備方針の中で掲げている、資源の有効利用によりできる限り最終処分しない施設を実施方針等に反映させるに当たり、考えられる課題とその対応策についての提案。

提案理由です。処理システム検討委員会において提言された2方式3機種の中から、本市に最も適切な処理システムを提案させるための課題や提案等を確認する。

評価着目点、1点目、本市の現状（最終処分場を所有していない）を踏まえ、処理後残渣の長期間有効利用を図るために必要な課題と対応策等

を評価する。2点目です。事業者選定委員会において、複数の処理方式の中から公平・公正に評価するための課題と対応策等

を評価する。

すぐれている、——残渣の長期間有効利用を図るために具体的に提案されている、かつ、複数の処理方式の中から評価するために具体的に提案されている場合。一般的である、——残渣の長期間有効利用を図るために具体的に提案されている、または、複数の処理方式の中から評価するために具体的に提案されている場合。やや劣る、——残渣の長期間有効利用を図るために具体的に提案されていない、かつ、複数の処理方式の中から評価するため具体的に提案されていない場合ということです。

下のほうに書いてあります説明を。説得力の

ある提案がされているということ。それから具体的に提案されている。それから実績。このようにことで評価の判断をしていただいたというところになります。

それから、もう一つの様式4。この工程表のほう、タイムスケジュールのほうを簡単に御説明いたします。このスケジュールは、あくまでも株式会社エイト日本技術開発が提案してきた内容でございまして、八代市が約1年間で事業者を決めたいという方針を出しておりました。これに対して3社ともこのようなスケジュール表を提案してきております。そのうちの最適提案者のスケジュール表を御説明いたします。

まず、事業全体実施ですが、DBOの事業手続、実施方針から基本協定まで、——（2）に書いてあります、DBOの事業手続、これをことしの10月の頭ぐらいに実施方針を公表しまして、基本協定を来年度の9月ぐらいに結べますというようなスケジュールになっております。途中に入札の公告やら資格審査の結果の公表などがあります。それから、5番目に落札者の決定公表があります。このようなスケジュールでできますという、努力しますという提案です。

それから、議会等の手続というのがあります。これは、実施方針を出した後に、今度、債務負担行為というのを結ばないけません。これは、事業者が決まる前に予算を組む必要がございまして、ですから、20年分の債務負担行為をここで先に打つ必要がございまして、そのことが議会承認であるということが、まず1点目です。それから、落札業者が決まりまして基本協定を結んだ後、本契約を結ぶ場合に議会承認が必要になります。ですので、1番のこのその他の中に議会等の手続というのがある。2回議会承認は得る必要がございまして。

それから、先ほどから申し上げております、この事業者を決める第三者機関、例えば大学の先

生たちなんかで十数人程度で委員会を立ち上げようかと思ってるんですが、この選定委員会の会議の回数をこの会社は7回と、会議の回数を7回と考えております。

まず、1点目の会議ですが、事業者選定方式の検討、それから参考見積もり、仕様書の作成。その関係で、その後に1回目の会議をする。これは、実施方針の公表の前に、まず現状の把握という意味での多分会議が開かれると思うんですが、そういった1回目の会議だと思います。

それから、2回目の会議は、実施方針が決まった後、入札公告、今度は事業者を募集せないかぬもんですから、その入札公告の書類に関する質問や回答書類、こういったもののための会議を、報告したり議論したりしていただく会議です。それから、特定事業の選定・評価に関する支援も第2回目ぐらいになろうかということです。

それから第3回目は、民間事業者の募集書類を作成いたします。募集要項等をつくってまいります。それを第3回目に開きたいと。

それから、第4回目の会議が、入札参加資格の表明書の受け取り及び資格審査ということで、事業者から資格の関係の表明を受け取る必要がございます。

それから、第5回目。対面的対話というのは、これはコンサルタントが、いろいろ応募してくるであろう相手に対して質問をしたり、こちら八代市の回答を返したりというやりとりが必要になってまいります。

それから、いよいよ10番目に提案書の受け付けということで、第6回目の会議は、その業者から提案されました提案書の審査にいよいよ入ってまいります。この審査というのが、俗に言う総合評価です。ここで、第1位を決めていくということになろうかと思ひます。で、最後にその相手方と基本協定を結ぶということで、

施設の建設と運営、2つ契約が発生いたします。

そういったことで、大まかなスケジュールをここにつくっております。これを八代市と協議いたしまして、実務、詳細なスケジュールを今後つくっていくことになろうかと思ひます。

以上で終わります。

それから、委員長、済みません。

○委員長（田方芳信君） はい。小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） この書類なんです、スケジュール表なんです、あくまでもこれは業者が提案した内容でございまして、今回のプロポーザルで八代市のためにつくってきた資料なんですけども、これが公表しないという約束で今回の発注仕様書に書いております関係上、よかったら回収させていただきたいと考えてます。会議が終わってからで結構です。

○委員長（田方芳信君） 今、説明について何か御質問あれば。

○委員（大倉裕一君） 質問じゃなかったですけど、よかですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 質問じゃなかったですけど。

○委員長（田方芳信君） はい、いいです。

○委員（大倉裕一君） スタンスですよ。こういう基準というか評価着目点とかつくって、何で説明ささぬだったんだろうかて、やっぱ疑問に思うとですよ。で、議会からいろんなことに関して、こういう基準、着目点に関しても、ひょっとすればこういうふうにしたらどうですか、こうっていうですね、変更点あたりも出てくる可能性もあったかなとも思うんです。しかし、決まっちゃった以上は何も議会からはもう申し上げられない。こう決まったつですて、ここと契約するしかなかったですていうようなことでは、何か私たちは、何ていうんで

すかね、置き去りにていうか、市民も無視にして執行部だけで事を進めておられるような感じがしてなりません。その分は指摘をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今、仕様書、評価基準というような部分の説明があって、着目点というのも、こと詳しくお話をさせていただいたんですが、じゃ具体的にどういうふうなことが提案され、どういうふうな形で今後動いていくのかという、この御説明をですね、ぜひしていただきたいというふうに要望します。

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。今、両委員から話があったとは全くそのとおりで、私は今思うとには、こりゃ、ここじゃ違うばってん、広域の日奈久分所にしても、もう自分たちで勝手に進めていきよる。議会なんて置き去り、これもそういうこと。ちゅうことは首長、首長。首長がもうちょっとしっかりして、議会と両輪なら両輪で、議会にも小さいことから説明をして、こうやって行きますていうのをですね、どうもあの市長はしとらぬから、広域議会でも議会無視じゃないかという声が出るごと。今も要望しとる。——要望ちゅうたらやわらしいことばってんか。私はほんと無視しとると思うよ。だから、これ市長に言うときなっせ、そやん。こういうの出ましたて。中村委員から一番に出ましたて言うといってください。よろしく願います。

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回このスケジュール

の中で、結局ほか、先ほどの環境評価とか、それからいろんな許認可の件、その辺についても、これ、アドバイザー業務っていうのは入っていくと、やっとなですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） ここで、今委員から御意見がありました、事業の範囲というのを決めてまいります。何番目だったかな、A3のこの中で、公募書類の作成の中に、（4）番に特定事業の選定・評価に係る支援ということで、この環境センターと一口に言いましても相当な業務がございます。

まず、通常、中央監視室で炉の監視をする監視業務。それから、大きく言いますとリサイクルの業務。それから収集があります。資源の日があります。いろんな業務を抱えております。そのまま中北の業務が移行すると言っても過言ではないんですが、そのどこまでこの契約の中に入れるかというのも、今後特定事業を決定してまいります。ですので、この実施方針と特定事業が決めなければ、公募ができないんですね。金額が当然、見積もりが出せませんので、業者は。ですので、その基本方針等というふうな方向で行くのかと、まず事業はどこまで見積もらせますか、要するに地元発注があるんですか、別にと……。

○委員（橋本幸一君） ああ、いいえ、私が言っとるのはですね。

○委員長（田方芳信君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この今回示されているスケジュールの中で、結局いろんなアセスについても、いろんな許認可、国・県との許認可等も含めて、それについて非常にこのスケジュールっていうのは変動してくると、その辺までアドバイザーは立ち入った業務をしていくんですかという。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 直接はアドバイザーはタッチいたしません。（委員橋本幸一君「じゃ、もう市だけですな」と呼ぶ）例えば、土地についてとか、それから周辺関係者のこととか、いろんなことがまだ協議を進めている途中なんですけども、あくまでも、この事業者を決めるためのこの支援業務になりますので、弁護士さんを連れてきたり、いろんな業務は手伝っていただきますけども、その土地についてとか、周辺関係者の協議についてとか、地元対策とか、そういったことはまだこれの業務に入っておりません。はい。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） じゃ、その分については、もう市独自で進めていくということですね。（環境センター建設課長小橋孝男君「はい」と呼ぶ）わかりました。はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。
大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。タイトなスケジュールだからこそ、議会とは丁寧な対応をしていかなければならないという思いをぶつけさせていただきとしますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。

というのと、先ほど堀口副委員長のほうから要望という形にとどめられておりますが、ぜひ今からですね、何を決めなければならないというもの、何が決まって、何を今から決めなければならない、それはいつごろまでというような資料をですね、この委員会に提示をさせていただきたいというふうに資料請求をさせていただきたいと思うんですけど、委員長、取り計らいのほうよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） その件については、資料請求できますか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） じゃ、ただいまから、大倉委員のほうからの資料請求の申し入れがありました、この件についてお諮りをいたします。

本委員会として、資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なしと認め、そのように決しました。

あと、よろしく願いしときます。

ほか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） もう今、大倉委員のお話と全く同感なんです、ここに書いてある部分の公募の書類の作成っていうところの中に、実施方針の作成っていうのが8月、9月、この2カ月間でありますよね。このときに、この委員会にはですね、必ずそういうやつは、今さっきおっしゃられた、事前にですね、どういったものを方針として出そうとしているのかっていうことは、事前に私たちも知る必要があるんだろうと思う。で、その辺も含めてですね、何を今から決めていくか、いつまでにせないかぬのか、まあここに書いてある9月までに指針、方針を決めるというようなことなんです、非常にこれから大変な作業になってくるんだろうと思います。全体的なことを決める、ここが一番大事なところ。あとここを決めてしまえば、とんとんとと行くような気がするんで、そこまではちょっと産みの苦しみかもしれませんが、ぜひそれはよろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（田中 安君） じゃ、1つ。

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） 一番単純なお話なんですけど、契約内容について、3622万5000円という、税込みで業務委託をされるわけなんですけど、3622万5000円という金額が、この中身がですね、例えばこの会社の人件費であるとか利益とか、それから書類作成費とか、いろいろあるんだろうけど、ある程度この公募書類の作成という形の中に書類作成費とか何か含まれてるわけですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。ここに書いております、この真ん中の、（委員田中安君「アドバイザーね」と呼ぶ）市コンサルタント（アドバイザー関連）と書いてあります。ここは、すべてこの3600万の対象になっております。作成資料から、それから弁護士費用、それからいろんな要素が入っております。で、熊本市では、弁護士さんに600万から800万払ったという情報も入っております。それぐらい法的な、20年間の契約ですので、相当なリスクを、リスク分担の考え方をきっちり法的に押さえないと、相手が倒産したり、夜逃げしたりした場合に、あしたからごみ処理ができなくなりますので、それをしっかり押さえるような基本協定書を結べるように法的根拠をつくるというのが一番大きな中心になろうかと思っております。

○委員（田中 安君） はい。いや、ようございますか。はい。ということで……

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） はい。いいですか。ということで、この3800万の予算で、3622万の業務委託料という形になったんですけど、執行部としてはそれで満足しておられますか、どうでしょうか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は

い。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。実は、この予算立てをするときに、多分委員が今おっしゃろうとしていることだろうと思うんですけども、確かにこれは人がする仕事なものですから、例えばこのペーパー1枚つくるのに2万円か3万円しかかからないかもしれません。しかし、これを情報を集めるのに、相当な期間を要してるはずですよ。ですから、八代市が1年間という厳しい状況の中で、——マンパワーという表現をコンサルタントはしています。要するに、人を集中的にここに入れますと、八代市さんにつぎ込みますという提案がなされております。ですから、短期間にそれだけお金をかけて、人をかけてやりますと、やり上げますと。で、スケジュールはもう後に延ばしませんという、この一つの提案がなされておりますので、このお金には満足しております。

（委員田中安君「満足ですな」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（田中 安君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○委員長（田方芳信君） 次に、ごみ非常事態宣言後の状況についてをお願いします。

○環境部長（福田 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。続きまして、ごみ非常事態宣言後の状況について、山口ごみ対策課長が御報告申し上げますので、よろしくお願いします。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） ごみ対策課の山口でございます。ごみ非常事態宣言後の状況について御説明いたします。座って説明させていただきます。

説明の前に、配付しております資料の中で訂正が一部ありますので、よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1枚目の平成24年度のごみの収集量・搬入量及び処理の実績の表でございますけれども、表中、21年度と表記しておりますけれども、これは21年度の間違いでございました。（「21年度が22だろ」と呼ぶ者あり）22年度の間違いでございます。おわびして訂正させていただきます。（「全部」と呼ぶ者あり）はい、全てでございます。

それでは、平成24年度4月分につきまして処理実績を御報告いたします。

まず、収集・搬入実績でございます。

可燃物の八代と坂本地区の収集量でございますけれども、24年の4月、1620トンでございました。22年の4月に比べまして約68トンの減量でございます。その下の欄でございますが、21年5月から22年4月までの1年間と比較いたしました数量でございますけれども、309トンの減量がなされております。

次に、1人1日当たりの排出量でございますけれども、4月で比べましたときには15.2グラムの減量でございましたけれども、1年間のトータルいたしますと5.1グラムの減量というふうになっております。

一方、一般と許可業者が搬入します量でございますが、4月の比較では70トン、1年間の比較では523トンの減量となっております。

可燃物全体でございますけれども、4月の比較では138トン、1年間の比較では832ト

ンということで減量が行われております。

一方、下の欄の資源物でございますが、22年度4月と今年度4月の比較では36トンの増量となっております。で、1年間では、約130トンの増加となっております。

資源物全体でございますけれども、22年度の4月と本年4月では26トンの増加となっております。

その下の欄でございます、処理実績につきまして、可燃物量が22年4月、2563トンありましたのに対しまして、24年度2425トンでございました。比較しまして138トンの減少となっております。

これに、中間処理後の可燃物量を加えまして、トータルの22年度が2752トンありましたものが、2581トン。比較いたしまして、171トン減少をしております。

焼却量でございますけれども、本年度4月で2108トン焼却をしております、比較をいたしまして、432トン焼却量が減少をしております。

外部委託をしました量は283トンでございます。

合計、4月分で2391トンの処理を行っております。

失礼しました。処理実績の収集量プラス直接搬入量、②マイナス①の欄でございますけれども、139トンとしておりますが、138トンの間違いでございます。ちょっと四捨五入のところで変化をしております。

ピットの残留量でございますけれども、3月末現在で381トンありましたけれども、4月末現在で571トンとちょっと増加をしております。これは、4月、5月の連休がありました関係で、その間収集がございませんので、その分焼却炉で燃やすごみを確保するためにピットの残量を多くしたということでございます。

焼却炉の運転状況でございますけれども、4

月の実績で、1号炉が1078トン、2号炉が1030トンで合計2108時間でございます。（「トンで書いてある」「トンですよ」と呼ぶ者あり）失礼しました。2108トンでございます。

日数につきましては、28日と27日運転しております。

1日当たり焼却量、1号炉、2号炉、39トンと38トンでございまして、合計の77トンが平均となっております。

外部に処理の委託を行いました量でございますが、4月が282.77トン。金額にいたしまして1273万となっております。

一番下の表でございますが、資源の日の日曜版の収集実績でございます。

3月の実績もお示ししておりますけれども、3月までは月1回実施をしておりました。可燃系で5トン程度、不燃系で2トン、合計の7.3トンということでございました。4月からは月2回の実施をしておまして、量的には可燃系で2.31トン、不燃系で5.12トン、合計で7.42トンとなっております。

利用者数につきましても、ほぼ3月、4月につきましては、203名と201名ということで、この2カ月間は横ばい状態ということでございます。

ちなみに、一応5月の実績でございますけれども、5月も月2回実施しておまして、可燃系で約6トン、不燃系で3.12トン、合計しまして9トンちょっとの実績でございました。利用者数も295名ということで、週2回実施ということが皆様方にですね、少し浸透してきたのではないかと考えております。

次に、めくっていただきまして、清掃センターの焼却炉の処理能力の変遷ということでグラフをお示ししております。

建設当初150トン1日当たりありました処理能力が、老朽化に伴いまして少しずつ減って

きておりますけれども、平成23年度が当初88トンから90トン近く燃やしておったところを、前年度から徐々に焼却量を下げまして、3月で約75トン程度ということになっております。24年度に入りましてからは77トンと、一応5月の平均としましては79トン焼却しております。一応排ガスの状況や焼却灰の状況を見ながら、なるべく燃やせるものは燃やしていきたいという考えで、日々試行錯誤しながらですね、焼却をしている状況でございます。

以上、御報告をいたします。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（増田一喜君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 1ページの資源の日、日曜日版ちゅうのがあるんですけども、これが3月実績と4月実績として、3月が月1回、それから4月が月2回ですね。単純なあれなんですけど、持ち込み量のところなんですけど、可燃系が3月のときには5.08トン、それから4月は2.31トン。月1回のときに5.08あったら、月2回したらもっとふえるのかなと思ったけど、減つとるんですね。これ、単純にどういう理由を考えられるんですか。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。3月につきましては、異動時期ですとか、そういうことで整理をされた後、可燃ごみ等のごみを持ち込まれたということが考えられるのかなというふうに考えております。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 月2回しても2.31トンしか出らぬちゅうことですか。何か少しは余計になりそうな気がするんですけど、単純に考えたら。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。月によ

り若干ごみの搬入される量について増減があるかと思いますが、5月のほうではですね、約6トンということでふえておりますことからですね、4月に持ち込まれなかった分を5月のほうに多少移行したのかなということが考えられるかなと思います。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） なら、単にその程度のことちゅうことですよね。いや、もしずっと減るんであれば、月2回せずとも月1回でいいのかなという気もしたもんだからですね。はい、わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上でごみ非常事態宣言後の状況についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

（「どうもありがとうございました」「お疲れでした」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

す。

（午後2時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成24年6月18日

建設環境委員会

委員長